

令和6年度愛媛県西条保健所運営協議会 次第

日時：令和7年1月30日(木) 15:00～16:30

場所：東予地方局 7階 大会議室

- 1 開 会
- 2 所長あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 会長及び副会長の選任
- 5 議 事

(1) 保健所の主要事業等について

〔企画課〕

- 保健所における災害対策について
- 医療監視・医療相談について

〔健康増進課〕

- 平時における感染症対策の取組みについて

〔生活衛生課〕

- 旅館及び公衆浴場等におけるレジオネラ対策について
- 食品衛生法改正に伴う営業許可制度の変更等について

〔環境保全課〕

- 環境保全の推進について
- 廃棄物の不法投棄等防止対策について

(2) 意見交換

- 6 閉 会

西条保健所について（概要）



愛媛県西条保健所

愛媛県内の保健所

- ◆目的 地域住民の健康の保持増進に寄与
（地域保健法第一条）
- ◆設置（地域保健法第五条）

○県設置…6保健所

【東予】 四国中央保健所

西条保健所（新居浜市・西条市）

今治保健所

【中予】 中予保健所

【南予】 八幡浜保健所

宇和島保健所

○松山市設置…1保健所

松山市保健所

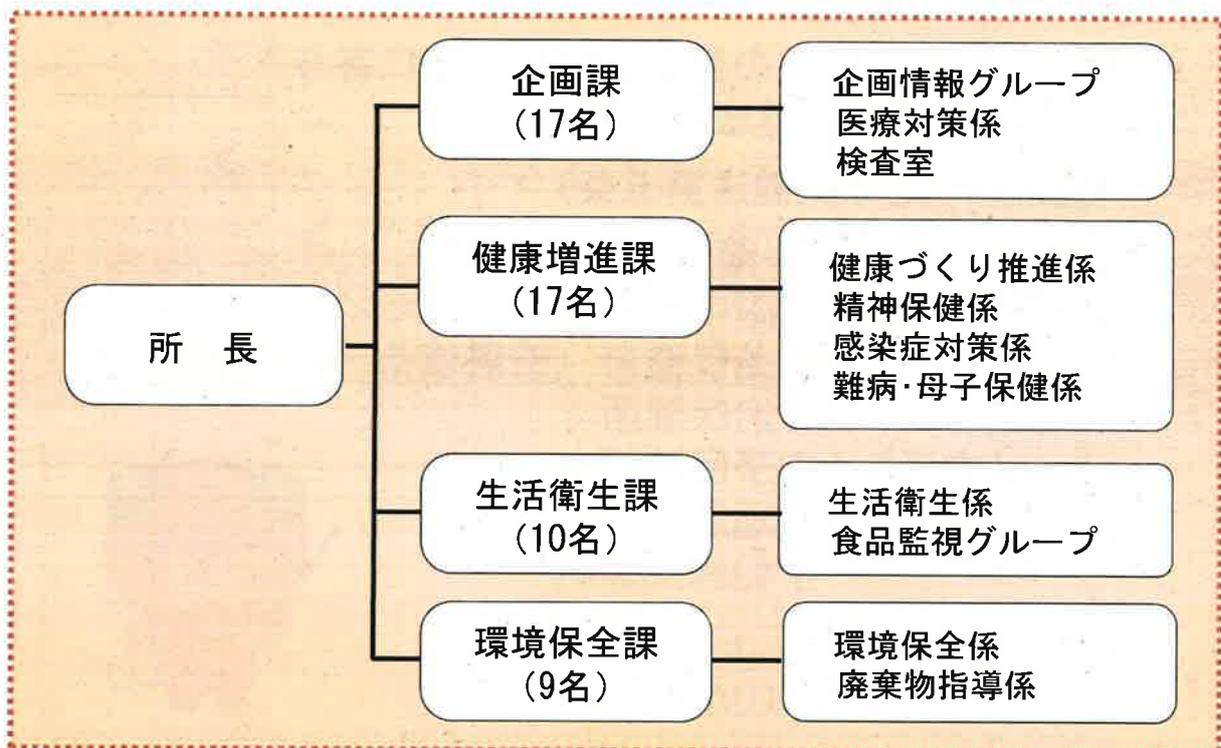


保健所の業務（地域保健法第六条）

- 一 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事項
- 二 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事項
- 三 栄養の改善及び食品衛生に関する事項
- 四 住宅、水道、下水道、廃棄物の処理、清掃その他の環境の衛生に関する事項
- 五 医事及び薬事に関する事項
- 六 保健師に関する事項
- 七 公共医療事業の向上及び増進に関する事項
- 八 母性及び乳幼児並びに老人の保健に関する事項
- 九 歯科保健に関する事項
- 十 精神保健に関する事項
- 十一 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事項
- 十二 感染症その他の疾病の予防に関する事項
- 十三 衛生上の試験及び検査に関する事項
- 十四 その他地域住民の健康の保持及び増進に関する事項



西条保健所の組織



企画課

- ・ 保健所における災害対策について
- ・ 医療監視・医療相談について



企画課の主な所管事項

企画情報グループ	<ul style="list-style-type: none">● 所内の総合的な企画・調整● 防災、災害医療及び健康危機管理● 厚生統計● 原爆被爆者対策● 保健医療従事者研修、医療従事者免許の交付
医療対策係	<ul style="list-style-type: none">● 医事（医療監視、救急医療、地域医療構想等）● 薬事（医薬品・毒劇物・温泉等）● 薬物乱用防止、献血推進等
検査係	<ul style="list-style-type: none">● 理化学検査、微生物病理検査 （食中毒及び感染症の検査、公共用水域検査、海水浴場検査、食品収去検査、飲用水検査等）

令和6年度に発生した主な災害

日時	発生時間	災害名等
4月17日	23時14分	豊後水道地震 M6.6
8月8日	16時43分	日向灘地震 M7.1 →南海トラフ地震臨時情報発表
8月30日		台風10号 →警報発令前に県災害対策本部設置

南海トラフ地震臨時情報

(調査条件)

- 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
- 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合

調査中

- 観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合

巨大地震警戒

- 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合

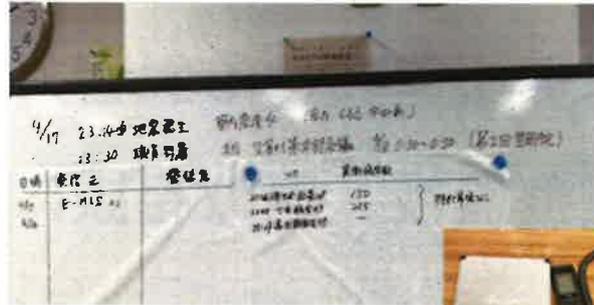
巨大地震注意

- 南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生したと評価した場合
- 想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生したと評価した場合
- ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合

調査終了

- 巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

出典：気象庁HP



衛星電話→



災害対応について（災害対策本部関係）

県災害対策本部

東予地方本部
保健福祉対策班

今治支部



・東予地方局健康福祉環境部（西条保健所と地域福祉課）は東予地方本部の「保健福祉対策班」として災害対応に当たる。

・被害が発生した場合は詳細を確認し、県庁担当課及び防災対策室に連絡。（主な確認事項は下記のとおり）

医療機関関係

- ・広域災害救急医療情報システム(EMIS)による医療機関の被災状況等確認
- ・市やEMIS登録外医療機関からの情報収集

薬局・毒劇物関係

- ・事業者からの情報収集

福祉関係

- ・福祉施設等または市からの情報収集

給食施設関係

- ・施設からの情報収集
- ※給食施設…病院、老人保健施設、特別養護老人ホーム、社会福祉施設、児童福祉施設

①南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発生時の対応

令和6年8月8日16時43分に日向灘を震源とするM7.1の地震が発生
(西条市で震度2、新居浜市で震度1を観測)

『南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)』発表(初)

災害警戒本部 及び 災害警戒東予地方本部 が設置

東予地方局健康福祉環境部(西条保健所)の対応

★ 災害対应当番班 **24時間対応** (職員登庁基準に基づく) *15日解除まで

対応内容

- 保健所現状報告システム・広域災害救急医療情報システム(EMIS)による情報収集・集約
- 管内市町の被害状況の把握(保健福祉関係の人的被害、建物被害等)

②台風10号(令和6年8月30日~31日)における対応

令和6年8月30日14時30分 災害対策本部 及び 災害対策東予地方本部 が設置

19時13分 新居浜市・西条市に**大雨警報【土砂災害】**発令

東予地方局健康福祉環境部(西条保健所)の対応

~『地域災害医療対策会議』の立ち上げ~

- 新居浜・西条圏域災害医療対策会議の事務局 立ち上げを決定
- 各委員に連絡(*会議参集の待機依頼)
- EMIS登録医療機関への入力依頼(*被害状況の把握)

被害状況なし

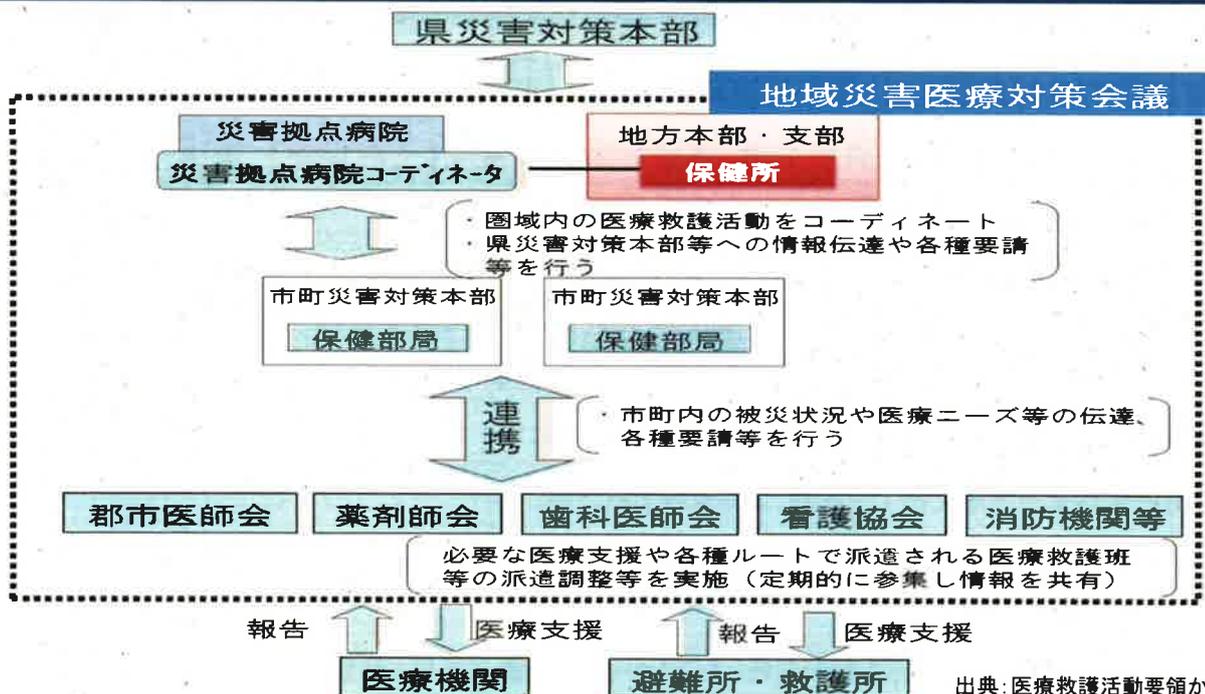
8月31日17時に災害対策東予地方本部が解散したことから、本会議事務局も解散することとし各委員に連絡

新居浜・西条圏域災害医療対策会議 概要

- 1 設置目的
新居浜・西条圏域における災害医療の課題と対策を検討するとともに、災害時に域内の医療を確保する。
- 2 任務
 - (1)新居浜・西条圏域の災害医療体制の検討
 - (2)災害時における新居浜・西条圏域内の医療救護に係る連絡調整
 - (3)その他新居浜・西条圏域内の災害医療に関して必要な事項の検討
- 3 対策会議の委員(13名)
 - ・災害拠点病院・災害医療コーディネーター
 - ・公立病院・災害医療コーディネーター
 - ・新居浜市・西条市医師会
 - ・歯科医師会(新居浜、西条、東予・周桑の各支部で持ち回り)
 - ・県薬剤師会新居浜支部・西条支部
 - ・県看護協会
 - ・消防機関
 - ・市(保健担当部局)
 - ・保健所

※ 12月16日に会議開催予定であったが、鳥インフルエンザ対応のため、今年度は書面開催に変更

地域災害医療対策会議



高病原性鳥インフルエンザ対応

日時		主な保健所の対応
12月9日	高病原性鳥インフルエンザ疑い事例の発生	*農場関係者の健康調査・健康観察 *現地本部会議への出席 *会場設営(健康調査)
12月10日	防疫作業開始 (1例目:殺処分対象羽数 23万羽)	*健康調査開始 (健康調査G・連絡調整G 3交代24時間対応)
12月18日	隣接農場での疑い事例発生 (2例目:殺処分対象羽数 11万羽)	*健康観察・電話相談対応 *鳥インフルエンザ疑患者への対応
12月20日	1例目の農場における防疫措置完了	
12月26日	2例目の農場における防疫措置完了	
1月4日	防疫従事者の健康観察終了	
参考 (1月17日)	移動制限区域の解除・現地防疫対策本部解散	

作業前
健康
観察



作業後
健康
観察



能登半島地震被災地支援（西条保健所関連）

能登半島地震の概要

- 令和6年1月1日16:10 石川県能登地方でマグニチュード7.6 深さ16kmの地震が発生
石川県志賀町・輪島市で震度7（七尾市震度6強）

西条保健所の各支援状況（5/31時点）

- ①保健師等の応援派遣 第4班以降は県内各市町との合同チームを編成
- 【実績】 西条保健所 : 保健師3名、管理栄養士1名、業務調整員4名
 { 新居浜市 : 保健師1名(第12班) 管理栄養士1名(第13班)
 西条市 : 保健師1名(第14班) }
- 【時期】 令和6年1月24日から1月29日(保健師1・業務調整員1)
 2月18日から2月24日(管理栄養士1)
 2月24日から2月29日(保健師1・業務調整員1)
 3月20日から3月25日(業務調整員1)
 4月3日から4月8日(業務調整員1)
 4月13日から4月18日(保健師1)

【場所】 石川県七尾市

【内容】 避難所の健康支援、感染症対策・生活衛生の管理等の活動
要支援者把握及び支援のための仮設住宅や在宅訪問を実施



ミーティング



避難所での支援



在宅訪問



仮設住宅での支援

七尾市での支援活動を振り返って

- ・声を掛け合い支え合い、孤立者を生まない地域コミュニティの力
- ・地域のもとと抱えていた健康課題が、被災によりさらに深刻化してくる
- ・平時からの備え、受援準備をしておくことが大事

参考 愛媛県での各支援状況（5/31時点）

- ①保健師等の応援派遣(保健師等1~3名,業務調整員1名/班)
愛媛県: 全20チーム、実70名、延423名
令和6年1月14日~4月28日
- ②DHEAT派遣(医師1名,保健師2名,ロジ担2名/班)
愛媛県: 全2チーム、実10名、延75名
令和6年2月1日~2月13日
- ③災害マネジメント総括支援
愛媛県: 全42チーム、実85名、延672名
令和6年1月7日~(継続)

②DHEAT派遣(災害時健康危機管理支援チーム)

- 【実績】 西条保健所: 保健師2名、ロジ1名
 【時期】 令和6年2月1日から2月13日まで
 【場所】 石川県輪島市門前
 【内容】 保健医療活動の総合指揮調整



③災害マネジメント総括支援

- 【実績】 西条保健所: 1名
 【時期】 令和6年1月14日から1月21日まで
 【場所】 石川県輪島市
 【内容】 広域避難(2次避難)支援



能登半島地震被災地支援（西条保健所関連）

地域の様子

●昔ながらの家・倒壊した家屋



●道路の亀裂・通行障害



●上下水道の被害



●地域コミュニティの力



能登半島地震被災地支援活動報告（西条保健所関連）

在宅訪問の様子



避難所の様子



仮設住宅の様子



防災対策にかかると職員の人材育成

研修及び訓練一覧

	研修内容	実施時期	対象	出席者数
1	【災害対応・EMIS研修会】 ・愛媛県における災害時体制について ・警報発令時当番職員の業務について ・EMIS(広域災害救急医療情報システム)について説明および演習	4/25(木)	全職員 (希望者)	32
2	【災害時初動対応研修①】 所長講義	5/23(木)	全職員 (希望者)	39
3	【被災地支援派遣職員報告会】 ・保健師等の応援派遣(ロジ担当含) ・DHEAT派遣 ・災害マネジメント総括支援	6/13(木)	全職員 (希望者)	36
4	【停電時の電源確保訓練】	7/6(土)	企画課 企画情報G職員	3
5	【災害時初動対応研修②】 模擬訓練	10/1(火)	新規採用職員 転入職員 他 希望者	29



医療監視の実施状況

病院 : 年1回

診療所: 有床診療所については3年に1回

無床診療所(医科、歯科)

又は助産所については5年に1回

目的(医療法第25条)

科学的で適正な医療を行う場
にふさわしいかどうか
第三者の視点で確認!



	令和6年度実施(予定)数	管内施設数 (R6.12.31現在)
病院	21	21
有床診療所	1	10
診療所(医科)	26	153
診療所(歯科)	18	97
助産所	2	6

検査項目①（主なもの）

1	医療従事者
	決められた人員が確保されているか 無資格者はいないか
2	管理
	医療法に基づく手続きができているか 入院状況は基準どおり管理されているか 医薬品・医療機器は適切に管理されているか 施設・設備は清潔に保たれているか 職員の健康管理体制は確立されているか 医療の安全管理のための体制ができているか 医療安全管理 院内感染対策 放射線安全管理 医薬品・医療機器安全管理 検体検査業務の適正な実施

検査項目②（主なもの）

3	帳票・記録
	診療録や諸記録が適切に記録・保管されているか エックス線装置に関する記録が適切に記録・保管されているか
4	業務委託
	適切な業者に委託しているか
5	防火・防災体制
	防火管理者、消防計画を定めているか 防火訓練・避難訓練を実施しているか 防火上必要な設備が整備されているか 防災及び危害防止対策ができているか
6	放射線管理
	管理区域について適切な措置が取られているか 従事者の被ばく防止の措置が取られているか 適切な表示がなされているか

医療監視の結果（令和6年度）

区分	実施数	従事者不足	医療法の手続き	記録	防火防災体制	業務委託	その他	合計
病院	21	1 (薬剤師)	7				1	9
有床診療所	1		1					1
無床診療所 (医科)	26		8			1	8	17



【指導基準】

- 要改善事項**
- ・医事等関係法令に違反する事項。
 - ・改善報告を要する。
- 要検討事項**
- ・各種通知やマニュアルに基づく事項で、2回以上同じ指摘が続く事項及び一層の取組みを促す必要がある事項。
 - ・改善報告を要しない。
- 口頭指導**
- ・各種通知やマニュアルに基づく事項で、前回に指摘がされていない事項。
 - ・現場において直ちに改善される軽微な事項。

医療相談について

医療安全支援センターの概要

地域において、患者等と医療機関の信頼関係構築のための支援を行う

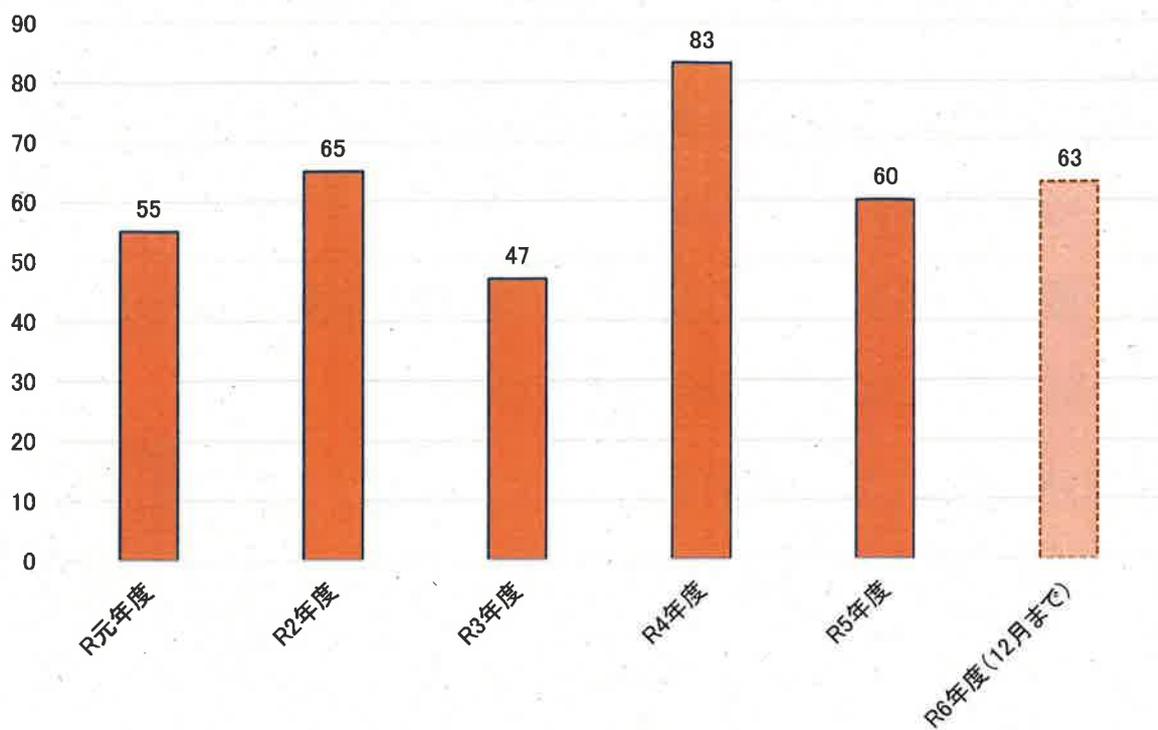
<医療安全支援センターとは>

医療法第6条の13に基づき、都道府県・保健所設置市・特別区により設置され、**医療に関する苦情や相談に対応**するとともに、**医療機関、患者・住民に対して、医療安全に関する助言および情報提供等**を行っている。

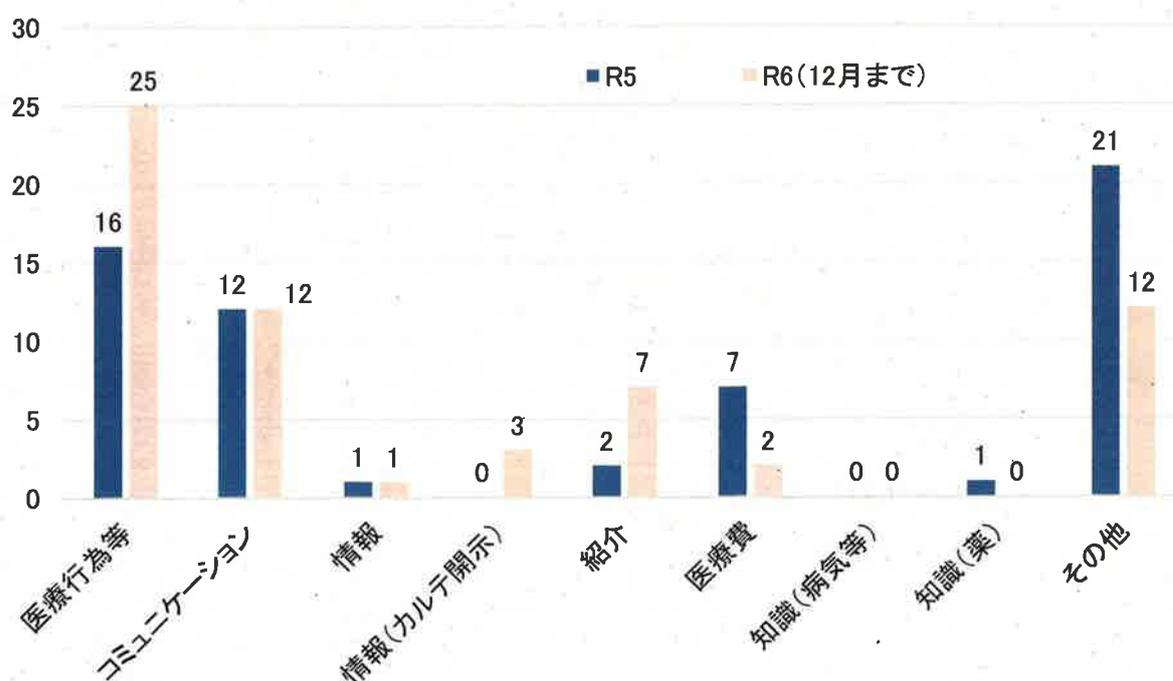
※国は、医療安全支援センターの運営を円滑に進めるため、**医療安全支援センター総合支援事業**を実施している。



医療相談・苦情件数（令和元年度～令和6年）



医療相談・苦情内容（令和5～6年度）



よくある相談・苦情

- 医療機関で医療を受けたがよくなり、逆に悪くなった。
- 親が亡くなったのは病院のせいだ。
- 医療を受けたがよくなり、治療費を支払いたくない。
- どこに受診すればよいかわからない。
- 十分な説明なく、治療された。
- 医療機関の職員の態度が悪い。



相談対応について

- 相談者が安心するよう傾聴・理解し、本人がどうしたいかを聞き取る。
- 相手の非難に同調することなく、中立的立場を崩さない。
- できることとできないことをきちんと説明した上で、できる限り相談者の希望に沿った対応を心掛ける。
- 医療行為における過失や因果関係の有無、責任の所在を判断・決定する機関ではなく、医療機関との紛争の仲介や調停は行わない。
- 医療についての制度や仕組みを理解し、相談者に適切に情報提供する。



健康増進課



健康増進課の所管業務

地域保健法 第6条

保健所は、次に掲げる事項につき、企画、調整、指導及びこれらに必要な事業を行う

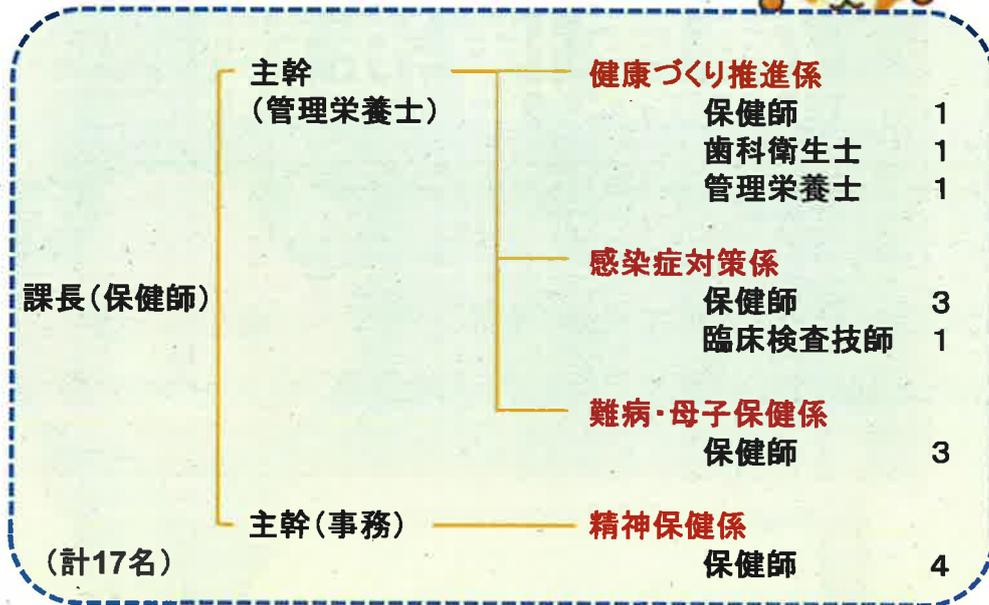
対人保健

保健予防活動

健康、栄養、母子
老人、歯科、精神
難病、感染症

- 1 地域保健に関する思想の普及及び向上
- 3 栄養の改善及び食品衛生
- 8 母性及び乳幼児並びに老人の保健
- 9 歯科保健
- 10 精神保健
- 11 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健
- 12 エイズ、結核、性病、伝染病その他の疾病の予防
- 14 その他地域住民の健康の保持及び増進

西条保健所健康増進課の体制



係の所管業務

健康づくり推進係

- 生涯を通じた健康づくり対策
- がん対策
- 食育の推進
- 健康・栄養調査(国・県)
- 特定給食施設等指導
- 受動喫煙の防止
- 栄養成分表示及び誇大表示の禁止の指導
- 歯科口腔保健対策
- 栄養士免許の事務 等

感染症対策係

- 感染症対策
 感染症発生動向調査、感染症予防普及啓発
- 結核対策
 登録管理、DOTS事業、講演会
- エイズ・特定感染症対策
 特定感染症検査、予防啓発
- 肝炎対策
 医療費助成、肝炎ウイルス検査
- 危機管理体制整備
 新型インフルエンザ等の発生に備えた体制整備、訓練の実施 等

精神保健係

- 精神保健相談
- 精神保健福祉法に基づく通報対応
- 自殺対策
- ひきこもり対策の推進
- 高次脳機能障害支援の普及
- 精神障がい者地域移行の推進
- 自立支援医療費(精神通院)支給認定申請に係る事務 等

難病・母子保健係

- 難病対策
 特定医療費(指定難病)助成
 難病患者地域ケア推進事業
 難病患者訪問相談・指導
 難病ケアプラン策定・評価 等
- 母子保健対策
 小児慢性特定疾患医療費助成
 生涯を通じた女性の健康支援事業
 家庭訪問・相談指導 等



健康増進課 主要事業

平時における感染症対策の取組みについて



新居浜・西条圏域感染症対策連携協議会

愛媛県感染症対策連携協議会(令和5年6月23日設置)

平時の予防計画をもとに原則として圏域内で各種対応を調整し、有事の際、圏域内で解決できない問題を親会へ報告して連携

西条保健所

法で求められている体制を各医療圏域にも整備し、対策を実施

新居浜・西条圏域感染症対策連携協議会(令和5年10月1日設置)

対策

医師会

医療機関(感染症指定医療機関・二次、三次救急指定病院)

消防機関

看護協会

圏域内市町

(必要に応じて各圏域で各論点ごとの部会を設置(サーベイランス、**感染対策**、医療提供体制、予防接種等))

新居浜・西条圏域感染症対策連携協議会 感染対策部会(令和5年12月1日設置)

目的

新居浜・西条圏域における感染防止対策の推進のため、適切な感染症防止対策を固める体制及び感染症発生時における協力体制を確保することを目的として設置する。

委員

感染管理認定看護師

取組内容

- 感染管理の現状把握
- 感染症に関する研修の企画
- 感染症発生時の感染対策の協力体制の整備
- 集団発生時の感染対策の指導・助言の実施



新居浜・西条圏域感染症対策連携協議会 感染対策部会

第1回感染対策部会（R6年2月22日）

○新型コロナウイルス感染症

- ・高齢者施設でのクラスターが多く発生。
- ・高齢者施設の日頃からの感染対策について、圏域として対応策を協議。

⇒令和6年度

高齢者施設内に感染対策を担う者の養成が必要
高齢者施設の感染対策の取組み実態は？

令和6年度

「高齢者施設（入所系）における感染対策の取組み に関するアンケート調査」実施

アンケートの目的

- ・高齢者施設（入所系）における感染対策の現状と課題を知り、施設特性に応じた感染対策の実践を推進する際の参考資料とする。
- ・愛媛県で検討している「感染症対策マネージャー養成事業」を企画検討する際の参考資料とする。

実施期間・対象機関・方法等

調査期間：令和6年8月1日（木）～8月13日（火）

対象機関：管内の高齢者施設（入所系）149か所

方 法：LoGoフォームを活用

令和6年度 「高齢者施設（入所系）における感染対策の取組み に関するアンケート調査」結果

アンケートの主な結果

- ・ 回答率は66.4%
- ・ 感染対策マニュアルに策定は100%。一方「見直しについて学びたい」
- ・ 研修の希望内容
 - ①施設の特色に応じた感染管理
 - ②高齢者施設で注意したい感染症の知識
 - ③事例対応の実際からの学び
 - ④他施設の感染管理状況
 - ⑤事後対応の実際や他施設の感染管理状況からの学びなど、
施設間の学び合いの希望が特徴的



【令和6年度愛媛県新規事業】 愛媛県感染症対策マネージャー養成事業

【目的】

重症化リスクの高い高齢者が入所する施設における平時からの感染対策の強化を図ることにより、**クラスター対策及び医療提供体制への負荷を軽減**する。

【内容】

- 「感染症対策マネージャー」の養成研修会
⇒**感染症対策マネージャー**とは、高齢者入所施設で自施設における感染対策の中心的な役割を担う者
- 感染症対策マネージャー連携会議（施設間の連携強化）

❀ 感染症対策マネージャー養成研修会 ❀

【開催日時・会場】

- ①令和6年11月14日（木）14:00～16:00（西条市内の施設）
- ②令和6年12月19日（木）14:00～16:00（新居浜市内の施設）

会場：東予地方局7階 大会議室

【テーマ・内容】

講義「高齢者施設において注意すべき感染症と対応のポイント」

実技「防護衣の着脱のポイント、物品に関する情報交換」

講師：管内病院の感染管理認定看護師（感染対策部会委員）

保健所から情報提供（感染症発生動向等）

講師：西条保健所職員 感染症対策係

【その他】

受講修了者に対して「修了証書」を発行



研修会終了後のアンケート結果

- 研修会の満足度は、85%が「満足」と回答。
- 研修目標である「感染対策と感染症発生時における対応の理解」は100%が「理解できた」と回答。
- 研修会の内容を活用した実践に対しては「不安が残る」との回答もあり。「自施設職員へ伝達が十分にできるか不安」が理由。
- 印象に残った内容は、防護衣（自施設のもの持参）着脱の実技が最多。自施設で使用する防護衣の見直しを検討した者もあり。
- 感染対策マニュアルは、40%がマニュアルに沿った対応ができていると回答。対応ができていないと回答した施設は、人手不足や職種による理解度の違いを理由としていた。
- マニュアルに関する課題は、活用、周知、見直しに関することが大半。



★感染症対策マネージャー連携会議★

【目的】

感染症対策マネージャー同士が圏域内の感染管理認定看護師等の助言を得ながら、課題や有事における対策を共有し、施設間の連携強化を図る。

【対象者】

令和6年度感染症対策マネージャー養成研修会受講修了者（定員40名）

【開催日時・会場】

令和7年1月21日（火）14:00～16:00

東予地方局7階 大会議室

【内容】

グループワーク

「自施設の特性を活かした感染対策マニュアルの策定と見直し」

【講師】

管内病院の感染管理認定看護師（感染対策部会委員）、西条保健所職員



📌 新型インフルエンザ等対策訓練 📌

【目的】

新型インフルエンザ感染症の疑い患者の発生を想定し、各関係機関の連絡調整対応から、感染症指定医療機関における入院対応までの一連の訓練を行い、関係機関との連携及び対応能力の向上を図る。



新型インフルエンザ等対策訓練



【開催日時】

令和6年11月9日（土） 13:30～16:00

【場 所】

西条中央病院

【参加機関】

西条中央病院職員、管内市消防本部員、管内感染管理認定看護師
西条保健所職員

【訓練内容】

- ①個人防護衣の着脱訓練
- ②患者搬送訓練（感染症指定医療機関への疑い患者受入要請・消防本部への疑い患者の救急搬送要請・消防による搬送）
- ③感染症指定医療機関での疑い患者の受入れ訓練（ストレッチャーでの患者搬入・病床への誘導・診察・検体採取）



訓練終了後の意見交換

【消防から医療機関へ依頼】

- ・ 受入れ決定にかかる時間の確認と、早い段階で情報が欲しい

【感染管理認定看護師からの意見、感想】

- ・ エレベーター操作は病院スタッフが行うことの確認
- ・ シューズカバーを脱ぐタイミングの確認
- ・ 自組織で導入している防護衣の紹介とメリットの説明
- ・ 感染拡大防止のため、患者がマスクをするタイミングについての意見
- ・ 初診を行った診療所スタッフの感染対策について

【保健所の感想、意見】

- ・ 防護衣脱衣時、アルコールのノズルの清潔保持のために、補助者が消毒薬の噴霧を行う。
- ・ 噴霧する必要性の確認。あるいはゾーニングの徹底。





**保健所では、平時から感染症患者対応だけでなく、
様々な事業や会議等を通じて、関係者の皆様と対話し、
連携強化を図るように努めさせていただいています。**

**今後も、いざという時にスムーズに対応ができますよう、
ご協力をよろしくお願いいたします。**

保健所運営協議会

生活衛生課

業務内容について

(1) 生活衛生係

- ▶ **生活衛生営業施設の許認可及び監視指導等に関すること**
(理容所・美容所・クリーニング所・公衆浴場・旅館・興行場)
- ▶ **動物の愛護及び管理に関すること**
- ▶ **建築物における衛生的環境の確保に関すること**
- ▶ **各種試験・免許の出願・申請に関すること**
(調理師・ふぐ取扱者・クリーニング師・製菓衛生師)

業務内容について

(2) 食品監視グループ

- ▶ 食品営業施設の許認可及び監視指導等に関すること
- ▶ 食の安全・安心総合相談窓口に関すること
- ▶ 食品衛生知識の普及啓発に関すること

主要事業について

- ▶ (1) 旅館及び公衆浴場等におけるレジオネラ対策について
- ▶ (2) 食品衛生法改正に伴う営業許可制度の変更等について

旅館及び公衆浴場等におけるレジオネラ対策について

～概要～

令和2年12月「公衆浴場等の衛生等管理要領等」（「公衆浴場における水質基準等に関する指針」）の一部改正



関係条例に規定する衛生措置基準や構造設備基準の見直し

レジオネラ対策の強化

旅館及び公衆浴場等におけるレジオネラ対策について

～レジオネラ属菌とは～

- 自然界の土壌と淡水に生息する菌
- 運動性があり、20～50℃（特に36℃前後）で増殖
- アメーバなどの原生動物の体内で増殖
→これらの生物が生息する生物膜（バイオフィルム）の内部にレジオネラ属菌が保護された状態

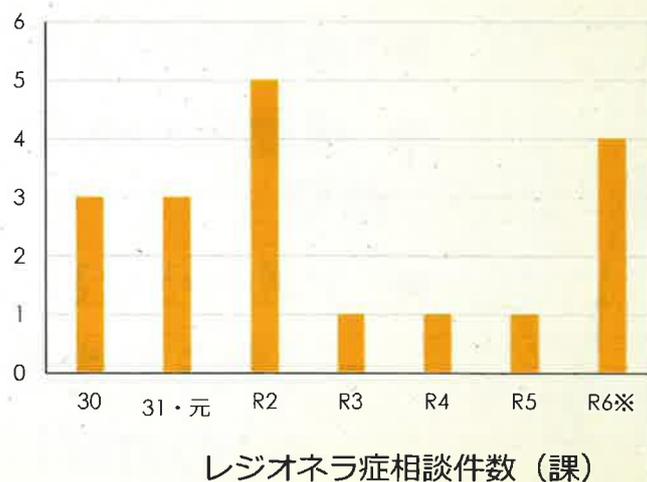
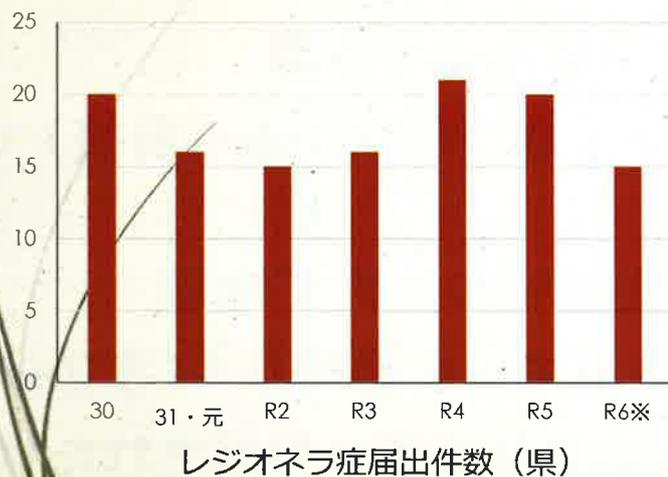
旅館及び公衆浴場等におけるレジオネラ対策について

～レジオネラ症とは～

- 入浴施設で増殖した菌が、浴槽の気泡装置等で発生したエアロゾル（目に見えないほどの細かい水滴）に含まれ、吸入されると、肺に存在するマクロファージに感染し発病することが多い。そのほか、菌で汚染された水の誤嚥・吸引や土壌粉じんの吸引によってもおこる。
- 乳幼児や高齢者、病人など抵抗力が低下している人のほか、健康な人でも疲労などで体力の落ちている人が発病しやすいと言われている。

旅館及び公衆浴場等におけるレジオネラ対策について

～レジオネラ症発生状況等～



※R6年度はR6. 12. 31現在

旅館及び公衆浴場等におけるレジオネラ対策について

～取組み～

- 公衆浴場や旅館・ホテルへの立入
- 管理方法に不備がないかを点検
- 管理のポイントを取りまとめたリーフレットを作成・配布



監視指導を強化

【相談例】

- 浴槽水等の検査により、レジオネラ菌が検出された。
- 医師により、レジオネラ症の届出後の聞き取りにより、公衆浴場・旅館の利用が判明
- 福祉施設等、許可施設以外への消毒方法の相談等技術的協力

【相談事例】

- ・医師からの届出
- ・高齢者福祉施設入居者
- ・公衆浴場許可施設



食品衛生法改正に伴う営業許可制度の変更等について

～概要～

- ➡平成30年6月に食品衛生法が改正
 - ①営業許可制度の見直し
 - ②営業届出制度が創設
- ➡食品衛生申請等システムの運用開始

食品衛生法改正に伴う営業許可制度の変更等について

～食品衛生法改正～

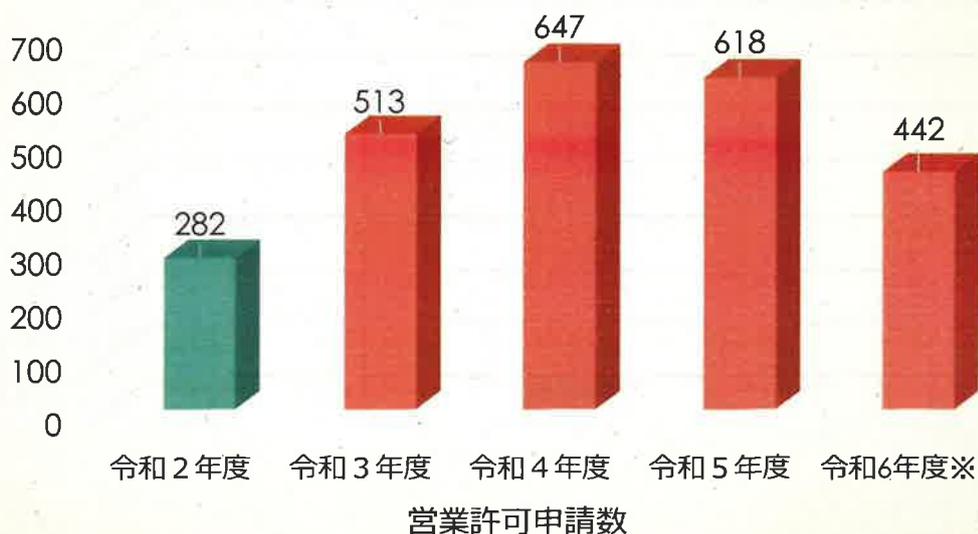
①営業許可制度の見直し

令和3年6月から令和8年5月まで許可更新施設（約3200件）で新規手続きが必要

：すべての施設に立入り、施設基準の適合状況を確認

②営業届出制度が創設

食品衛生法改正に伴う営業許可制度の変更等について



※令和6年度はR6.12.31現在

食品衛生法改正に伴う営業許可制度の変更等について

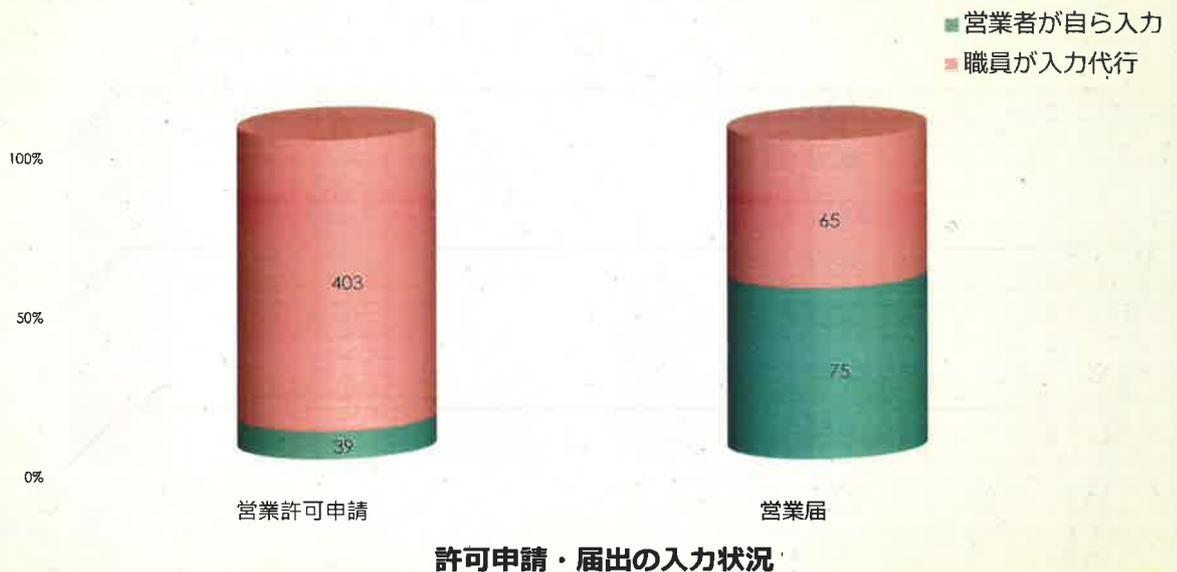
～食品衛生申請等システムの運用開始～

業者が厚労省ホームページから電子申請

※自ら行うことができない場合：職員が代行入力



食品衛生法改正に伴う営業許可制度の変更等について



※令和6年度はR.12.31現在

西条保健所運営協議会

環境保全課

令和7年1月30日

環境保全課の主な業務内容

(1) 環境保全係

- ・ 大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染等の規制に関すること
- ・ 公共用水域及び地下水の水質保全に関すること
- ・ 工場・事業場の監視、指導（立入検査等）に関すること
- ・ 有害化学物質の排出把握管理に関すること
- ・ 水道に関すること
- ・ 浄化槽に関すること

(2) 廃棄物指導係

- ・ 産業廃棄物の不法投棄等不適正処理の監視、指導に関すること
- ・ 産業廃棄物処理施設及び同収集運搬業・処分業の許可等に関すること
- ・ PCB廃棄物の適正保管等に関すること
- ・ 使用済自動車のリサイクルに関すること
- ・ 土砂等による埋立て等の規制に関すること

1 環境保全の推進について

(1) 公害対策について

規制対象工場・事業場に係る届出・許可等の事務、
計画的な立入検査

(2) 公共用水域の水質調査について

河川・海域及び地下水等の水質調査

(3) 水道について

水質検査の実施状況や維持管理状況の確認

(1) 公害対策について

令和6年12月31日現在

区分	事業所数		立入検査 (予定含む)	
	新居浜市	西条市		
大気汚染防止法	ばい煙発生施設	41	42	27
	一般粉じん発生施設	12	18	
	揮発性有機化合物排出施設	0	1	
	特定粉じん排出作業	36	35	
水質汚濁防止法	特定施設	181	333	62
瀬戸内海環境保全特別措置法	特定施設	20	27	
県公害防止条例	粉じん発生施設	8	28	33
	指定工場(硫黄酸化物総量規制)	12	19	
	排水施設	7	12	
ダイオキシン類対策特別措置法	特定施設	8	6	8
特定工場における公害防止組織の整備に 関する法律(公害防止管理者)	大気関係特定工場	13	15	—
	水質関係特定工場	16	14	—
合 計		354	550	130

(2) 公共用水域の水質調査について

令和6年度

調査名(水系/海域)		地点数	頻度	測定項目	
公共用水域水質調査	河川	加茂川水系	6	毎月～年1回	生活環境10項目、健康27項目 要監視3項目、特殊2項目
		中山川水系	5	毎月～年1回	生活環境8項目、健康27項目 要監視27項目、特殊2項目
		広江川	1	年2回	ダイオキシン類
		国領川	1	年1回～2回	健康27項目、要監視1項目
	湖沼	黒瀬ダム貯水池	1	毎月～年1回	生活環境8項目、要監視1項目、クロロフィルa
	海域	新居浜海域	13	毎月～年1回	生活環境11項目、健康25項目 要監視6項目、特殊2項目
西条海域		15	毎月～年1回	生活環境8項目、健康25項目、要監視26項目 特殊1項目、ダイオキシン類	
地下水調査	定期モニタリング調査	3	年1～2回	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 テトラクロロエチレン	
	概況調査	1	年1回	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 砒素、ふっ素、ほう素、PFOS及びPFOA	
水浴場調査		1	年2回	ふん便性大腸菌群数、油膜、COD、 透明度、pH、水温、O-157	

資料3-6 公共用水域水質調査結果(令和6年度) (健康項目(1)項目)

資料3-6 公共用水域水質調査結果(令和6年度) (健康項目(1)項目)

件数: 27項目

項目	地点	測定項目	測定値	基準値	判定	備考
健康項目(1)	加茂川水系	生活環境10項目
		健康27項目
		要監視3項目
		特殊2項目
		生活環境8項目
		健康27項目
		要監視27項目
		特殊2項目
		ダイオキシン類
		健康27項目
		要監視1項目
		生活環境8項目
		要監視1項目
		クロロフィルa
		生活環境11項目
		健康25項目
		要監視6項目
		特殊2項目
		生活環境8項目
		健康25項目
		要監視26項目
		特殊1項目
		ダイオキシン類
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
		テトラクロロエチレン
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
		砒素、ふっ素、ほう素、PFOS及びPFOA
ふん便性大腸菌群数		
油膜		
COD		
透明度		
pH		
水温		
O-157		

(3) 水道について

令和5年度水道統計調査

市名	人口 (人)	水道数					給水人口 (人)	普及率 (%)
		上水	簡水	専用	条例	計		
新居浜市	113,466	1	0	13	6	20	111,409	98.2
西条市	103,972	1	0	55	17	73	53,989	51.9
計	217,438	2	0	68	23	93	165,398	75.1

2 廃棄物の不法投棄等防止対策について

- (1) 日常の監視・指導
- (2) 不法投棄防止対策推進協議会の設置
- (3) 産業廃棄物収集運搬車両の検問
- (4) スカイパトロールの実施

(1) 日常の監視・指導

○産業廃棄物等適正処理指導員の設置

○ドローンによる監視指導の強化



不適正処理の発見（西条保健所管内）

年度	新規発見数				
	不法投棄	野焼き	埋立	その他	計
6年度(12月31日現在)	4	0	0	4	8
5年度	3	5	0	0	8

(2) 不法投棄防止対策推進協議会の設置

構成	排出事業者、産業廃棄物処理業者、警察、海上保安部、市、保健所、東予地方局管内(今治保健所を除く)の関係各課
事業内容	不法投棄の監視、意識啓発、投棄物の撤去 他
活動状況	・対策会議の開催(令和6年9月18日) ・不法投棄ごみ撤去作業の実施 令和5年12月13日 西条市ひうち(防潮堤沿いの市道) 参加者:55名 撤去ごみ量:約520kg 令和6年度の日程は未定

不法投棄防止対策会議（R6.9.18）

（写真）



不法投棄ごみ撤去活動（R5.12.13）

（写真）



(3) 産業廃棄物収集運搬車輛の検問

- 警察と合同で産業廃棄物を運搬している車両の検問を実施

西条西警察署管内

日時	令和5年11月29日 10:00～11:30
場所	西条市丹原町鞍瀬甲238番地1 (国道11号 峠の坊ったん西側路上)

※令和6年度の実施日時、場所については未定

産業廃棄物収集運搬車両の検問 [西条市] (R5.11.29)

(写真)



(4) スカイパトロールの実施

日時	令和6年11月8日
実施内容	県消防防災ヘリコプターを活用し、上空から産業廃棄物不法投棄等の監視・確認



参考

産業廃棄物不法投棄等通報フォーム

- 愛媛県HP上で、LoGoフォームによる通報の受付

不法投棄監視カメラの設置

- 不特定の者が廃棄物を搬入する不法投棄現場に監視カメラを設置
- 東予地方局管内では、新居浜市、今治市に設置されており、今後も効果的な設置を計画

不法投棄監視カメラ

(写真)



産業廃棄物処理施設及び同収集運搬業・処分業の許可 自動車リサイクル法の許可及び登録

	許可・登録件数	申請件数
産業廃棄物処理業者数		
産業廃棄物収集運搬業	720	141
特別管理産業廃棄物収集運搬業	150	34
産業廃棄物処分業	90	13
特別管理産業廃棄物処分業	7	0
産業廃棄物処理施設数		
産業廃棄物処理施設設置数	87	3
産業廃棄物処理施設設置事業者数	38	1
自動車リサイクル業者数		
引取業	68	9
フロン類回収業	30	3
解体業	14	6
破砕業	12	7

*西条・四国中央保健所管内分 許可・登録件数はR6.12.31現在、申請件数はR6.4.1～R6.12.31

愛媛県西条保健所運営協議会会則

(名称)

第1条 本会は、愛媛県西条保健所運営協議会と称する。

第2条 本会は、事務局を西条保健所に置く。

(目的)

第3条 本会は、西条保健所の所管区域内の公衆衛生並びに保健所運営に関する事項について、知事の諮問に応じるほか、必要に応じ保健所の運営に関し知事に意見具申して、管内における公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。

(組織)

第4条 本会は、委員20名以内をもって組織する。ただし、知事は、条例の制限内において必要に応じ、これを増減することが出来る。

第5条 委員は、次に定めるものの中から知事が委嘱し、又は任命する。

- 1 市町村代表者
- 2 関係行政機関代表者
- 3 医療施設団体代表者
- 4 医療施設代表者
- 5 学校、社会福祉施設、事業場等代表者
- 6 学識経験者、その他適当と認められる者

第6条 本会に、次の役員を置く。

会長1名、副会長1名

会長、副会長は委員の互選とする。

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

副会長は、会長を補佐し、会長の事故あるときはその職務を代行する。

第8条 委員は、特別職とし、その任期は2年とする。但し再任も妨げない。

機関代表の委員の任期は、前項の期間内に於けるその職にある期間とする。

委員に職務遂行上支障があり、又は特別の事由があるときは、任期中であってもこれを解任することができる。補欠により就任した委員の任期は前任者の残任期間とする。

第9条 本会の事務を行うため、次の職員を置く。

幹事1名、書記若干名

幹事及び書記は、保健所の職員から会長が委嘱する。幹事は、会長の命を

受け書記を指揮して本会の事務を処理する。

(会議)

第10条 協議会は、毎年6回以内において保健所長がこれを招集する。

第11条 協議会は、委員の半数以上の出席により会議を開き、会議の議事は出席委員の過半数をもって、これを決し可否同数の時は、会長の決するところによる。

第12条 特別のことがある場合、又は軽易な事項については、会長は文書をもって各委員の意見を徴し会議に代えることが出来る。

第13条 会長は、協議会終了後直ちにその状況並びに答申事項又は意見を知事に報告するものとする。

(会計)

第14条 本会の経費は、補助金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

第15条 委員に支給する報酬及び費用弁済については、別に知事が定める。

附 則

この会則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成17年4月1日から施行する。